

医学会発 48 号
2022 年 10 月 5 日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
門田 守人

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び
臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について（周知依頼）

平素より，本会の事業推進にご協力を賜りまして，誠にありがとうございます。
さて，令和 4 年 9 月 30 日付にて，厚生労働省医薬・生活衛生局長ならびに大臣官房医薬
産業振興・医療情報審議官より，別添の通り，周知依頼がありましたので，貴会の会員各
位に周知の程よろしく申し上げます。

関連 URL は以下のとおりです。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000996039.pdf>

なお，詳細は，厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生局医薬品審査管理課 [担当：鎌田
氏，電話：03-5253-1111(内 2736)] にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

本件の担当
日本医学会事務局 高橋
Tel 03-3946-2121 (内 4260)
Fax 03-3942-6517